

「郵便料金に係る算定基準等に関する検討会」開催要綱

1. 目的

25 グラム以下の定形郵便物の料金の上限額に係る算定基準等については、「郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方 答申」（令和7年7月31日情報通信審議会）において、「今後、総務省において、専門家等の参画を得ながら、具体的な算定基準等の検討の場を設けて議論を行うことが望ましい」とされた。

これを踏まえ、郵便料金に係る算定基準等に関する検討を行うことを目的として、「郵便料金に係る算定基準等に関する検討会」を開催する。

2. 名称

本検討会は、「郵便料金に係る算定基準等に関する検討会」と称する。

3. 検討事項

- （１）郵便料金に係る算定基準等
- （２）その他必要と考えられる事項

4. 構成及び運営

- （１）本検討会は、郵政行政部長の懇談会として開催する。
- （２）本検討会の構成員等は、別紙のとおりとする。
- （３）本検討会には、座長及び座長代理を置く。
- （４）座長は、本検討会を招集し、主宰する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本検討会を招集し、主宰する。
- （５）座長は、必要に応じて、本検討会の構成員又はオブザーバーを追加することができる。
- （６）座長は、必要に応じて、構成員等以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- （７）構成員は、本検討会における情報の取扱いに関して、次の事項を遵守する。
 - ① 構成員は、本検討会で知り得た非公開の情報について、厳に秘密を保持するものとし、総務省の書面による承諾なくして、第三者に開示しないこと。また、構成員を辞した後も同様とすること。
 - ② 構成員は、本検討会で知り得た非公開情報に基づく活動を行わないこと。
- （８）その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5. 議事等の扱い

- （１）本検討会は、事業者の非公開情報を取り扱うことから、原則として非公開とする。
- （２）本検討会の会議で使用した資料については、事業者の非公開情報を取り扱うことから、原則として非公開とする。
- （３）本検討会については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6. 庶務

本検討会の庶務は、総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課が行う。

「郵便料金に係る算定基準等に関する検討会」構成員等

(敬称略・五十音順)

【構成員】

	泉本 小夜子	泉本公認会計士事務所代表
	男澤 江利子	有限責任監査法人トーマツパートナー
(座長代理)	関口 博正	神奈川大学経営学部教授
	高橋 賢	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
	西村 真由美	公益社団法人全国消費生活相談員協会常務理事
(座長)	山内 弘隆	武蔵野大学経営学部特任教授

【オブザーバー】

日本郵政株式会社

日本郵便株式会社